

広島県告示第千二百二十四号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定によつて、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成十九年十二月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 海岸名

竹原港海岸

二 地区海岸名

竹原地区海岸

三 地先海岸名

的場北地先海岸

四 区域

基点一、基点二の各点を順次結んだ線及び基点二から補助点二の一、補助点一の一、基点一の各点を順次結んだ線により囲まれた区域

五 点の位置（基点、補助点の標示角度は真北による。）

基準点 竹原市高崎三等三角点（北緯三四度一九分四〇秒四七五三、東経一三二度五五分三七秒八八三九

基点一 基準点から二八三度の方向七一九・〇メートルの点

基点二 基点一から三〇二度の方向一六一・〇メートルの点

補助点一の一 基点一から六度三〇分の方向五五・〇メートルの点

補助点二の一 基点二から三二度の方向五〇・〇メートルの点